



「古都」と「歴史都市」

西村 幸夫

先日おもしろいことに気づいた。

周知のように古都保存の発祥は一九六〇年代前半の鎌倉や京都、奈良での周辺開発反対運動にあるが、法律で守られることになった「古都」とは、「わが国往時の歴史文化の中心等として歴史上重要な位置を有する」「古都保存法第二条第一項」ところに限られている。そしてそれらは実質的にかつて都がおかれた都市に限られている。たしかにすべての都市の歴史的風土をただちに法の下で保護することは実質的に不可能なので、まずは国家にとって重要なところから始めるのは理にかなっている。しかし、現在世界文化遺産登録が話題となっている平泉をはじめとして、太宰府や金沢が古都でないかといわれると、それも少し変である。

そこで、古都保存法を全国展開できないかということはずいぶん前から話題となっていた。それが昨年成立した歴史まちづくり法で実現したのである。この法律の正式名称は「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」であり（そういえば古都保存法の正式名称もずいぶん長い）、歴史的風土の代わりに「歴史的風致」ということばが、「古都」の代わりに「地域」ということばが使われている。そこには、都市周辺のみどりだけでなく、都市内部の市街地景観まで対象とし、みやこだけでなくどの都市も、さらには小さな集落や野辺まで目配りをする、という意図が込められている。まさしく懸案だった古都保存法の全国展開が実現したのである。

ただし、ここでもすべての地域の歴史的風致を一気に対象とするのは予算上も不可能なので、国が計画を認定したところから順に支援を進めるといった仕組みがとられることになった。その第一次認定が今年の一月に行われ、五都市がいわゆる「歴史都市」として保全整備の事業がスタートしたのである。「古都」から「歴史都市」への拡大である。

そこで気づいたおもしろいことは、第一次認定をうけた五つの歴史都市である金沢、高山、彦根、萩、亀山がいずれも城下町だということである。対する古都にはひとつも城下町がない。古都には政庁はあるがお城はない（東京は古都には指定されていない）。歴史まちづくり法による第一次認定には、古都として認められなかった城下町の熱い想いが込められているともいえるのである。

もちろんこれから歴史まちづくり計画の認定が進んでいくと城下町以外のところも増えていくと予想されるし、実際そのようになって来つつはあるが、城下町がまずはこぞて名乗りを上げたということは、自治体の側にも市民の側にも、お城を中心にまとまるという歴史の求心性があるのだろう。城下町という日本独自の都市のありようにこれまで正面から向かい合ってその保全のための支援を行うという施策が国レベルでとられてこなかったことに対する無言の異議申し立てでもあるのかもしれない。同様のことは日本固有の宿場町システムについてもいえることになる。

古都を守るという運動から始まった古都保存法の目指すところがようやく日本全国に広がる時代を迎えたのである。古都から歴史都市へ、そしておそらくは歴史のあるすみずみの地域まで、国としての支援態勢が整えられる時代が来たと思うと感慨深いものがある。

にしむら ゆきお（東京大学教授）

1952年、福岡市生まれ。東京大学都市工学科卒、同大学院修了。明治大学助手、東京大学助教授を経て、1996年より東京大学教授。この間アジア工科大学助教授（バンコク）、MCI客員研究員、コロンビア大学客員研究員、フランス国立社会科学高等研究院客員教授などを歴任。専門は都市計画、都市保全計画、都市景観計画、市民主体のまちづくり論など。工学博士。